

2 家内労働法のきまり (委託者のみなさまへ)

家内労働法は、委託者にいろいろな義務を定めています。主なものは次のとおりです。努力義務以外の事項は、違反すれば罰則の適用があります。

1 『最低賃金』のきまりがあります

最低工賃額は、最低額の意味ですから、この額を下回る工賃での委託は無効となります。したがって、委託者のみなさんは、この額より低い工賃での委託をすることはできません。もしそういう約束をしたとしても、最低工賃との差額を支払わなくてはなりません。最低工賃額以上の工賃を支払わない場合は、罰金が科せられます。

東京都では、令和6年6月現在、3業種について、最低工賃が決められています。(①東京都電気機械器具製造業最低工賃、②東京都婦人既製洋服製造業最低工賃、③東京都革靴製造業最低工賃)

2 工賃を支払うときに注意することは

家内労働者は、工賃で生計をたてています。そこで、工賃の支払いが遅れたり、全く支払われなかったりすると、暮らしに困ってしまいます。こういうことのないように、工賃については、現金で全額を支払うことや、納品から1か月以内に支払うことなどが、委託者に義務づけられています。

現金で

製品や小切手での支払いはできません。

ただし、家内労働者の同意があれば、次の2つは、さしつかえありません。

- ア 郵便為替の交付
- イ 銀行などの預金・貯金への振込み

納品から1か月以内に

納められた製品の検査が終わっていないからといって、支払いを先にのばすことはできません。

また、現金払いの例外のときにも、やはり1か月以内に、家内労働者の手元に届いていなくてはなりません。

全額一括して

たとえば、家内労働者が、必要な機械などを委託者から買ったとしても、代金を工賃から差し引いて支払うことはできません。

また、不良品があって、工賃を減額する場合でも、一度全額支払ってから改めてその額を請求するということになりません。

※なお、原材料、製品の受渡しや工賃の支払いは、原則として、家内労働者の仕事場で行うように努めなければなりません。

家内労働者は、委託者の指揮監督のもとで働くわけではありません。労働時間や作業方法などは本人の責任で決定し、複数の委託者と契約することもできます。この面からは、「自営業者」的であるといえます。

一方、家内労働者は、委託者から原材料を提供され、他人を使わずに製造・加工などの仕事をしています。

これは、仕事の報酬としての工賃を得るためであり、経済的には委託者に従属しています。この面からは、「雇用労働者」的であるといえます。

家内労働法は、このような実情から、形式的には自営業者として労働基準法の保護を受けない家内労働者を、雇用労働者に準じるものとして保護しているのです。